

社会福祉法人 正寿福祉会
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業
憩いホーム 新平和 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正寿福祉会が設置する憩いホーム 新平和（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護支援専門員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 憩いホーム 新平和
- (2) 所在地 山梨県甲府市伊勢3丁目3-25
- (3) 事業所番号 1990101121

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師 1名（非常勤）
- (3) 生活相談員 1名以上（介護支援専門員兼務）
- (4) 介護支援専門員 1名以上（生活相談員兼務）
- (5) 介護職員 11名以上
- (6) 看護職員 4名以上（非常勤含む）
- (7) 栄養士 1名以上（非常勤）
- (8) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）
- (9) 事務員 1名以上（基準外）
- (10) 調理員 5名以上（委託調理員）

(職 務)

第5条 従業者の職務は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。
- (4) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに入所者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
- (5) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (7) 管理栄養士（又は栄養士）は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (10) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

2 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は29名とする。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(サービス内容)

第7条 事業所のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①排せつの介助
 - ②移動、移乗の介助
 - ③通院等の介助その他必要な身体の介護
- (2) 入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ①衣類着脱の介助
 - ②身体の清拭、洗髪、洗身
 - ③その他必要な入浴の介助
- (3) 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ①準備、後始末の介助
 - ②食事摂取の介助
 - ③その他必要な食事の介助
- (4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①レクリエーション
 - ②グループワーク
 - ③行事活動
 - ④体操
 - ⑤機能訓練
 - ⑥休養、養護
- (5) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び援助を行う。
 - ①生活、身上、介護に関する相談、援助
 - ②要介護認定の申請・更新に関する援助
 - ③その他必要な相談、援助

(居室及びユニット)

第8条 事業所が提供する居室は原則個室とする。その際、選択する階及び居室は、居室の空室状況等により、事業所側が利用者に対して居室の状況、利用料等を説明し合意を得るものとする。

2 ユニット数は、3とする。

3 1ユニットの定員は、おおむね10人以下とする。

(利用契約)

第9条 事業の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、両者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

一 保険給付の自己負担額は、利用者への説明書に掲載する利用料金。

二 居住費、食費、教養娯楽費、理美容代、電気代、行事費、健康管理費、金銭管理費、買い物代行代、エンゼルケア、湯灌代、申請代行代等は、利用者への説明書に掲載する利用料金。

三 居住費及び食費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、利用者への説明書に掲載する利用料金。

四 その他事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。

二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第13条 従業者は、事業の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所内で感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催する。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を設備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(秘密の保持)

第16条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第17条 事業所は、提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための研修を定期的に事業所職員に実施する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図る。
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をする。
- (4) 虐待防止のための指針の整備を行う。
- (5) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置をする。
- (6) その他虐待防止のために必要な措置をとる。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第19条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに従業者に周知徹底するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時に置いて、利用者に対する地域密着型介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策案し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人正寿福祉会と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。